



平成 20 年 1 月 17 日

各 位

会社名 トヨクニ電線株式会社  
代表者名 代表取締役社長 猪口 洋志  
(JASDAQ コード 5811)  
問合せ先 理事・総務部長 山本 博  
TEL : 048(559)2151

### 全部取得条項付株式発行のための定款一部変更及びその取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付株式の発行のための当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付株式の全部の取得について、平成20年2月13日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社定款の一部変更（定款一部変更その1・同その2）

##### 1-1 定款一部変更その1

##### (1) 変更の理由

平成 19 年 12 月 10 日付当社プレスリリース「臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、住友電気工業株式会社（以下「住友電工」といいます。）は、平成 19 年 11 月 6 日から平成 19 年 12 月 5 日まで当社普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行った結果、平成 19 年 12 月 13 日の決済日をもって当社普通株式 2,486,723 株を取得しました。その結果、住友電工は、5,727,723 株を所有するに至りました。これは総株主の議決権の数に対する所有割合 95.96%に該当します（平成 19 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（6,000,000 株）から、当社が保有する自己株式数（平成 19 年 3 月 31 日現在で 31,750 株）を控除した株式数（5,968,250 株）に係る議決権数 5,968 個を基準に算出しております。）。

当社がより高い収益力や競争力を追求するためには、住友電工グループの経営資源の活用を一段と進め、製品開発、モノづくり及び販売面等での連携を強化することが必要であると考えております。具体的には、住友電工との間の意思決定の二重化や遅れ並びに業務の重複を解消し、また住友電工グループ内の人材、資金、資材等の経営資源の一元化を図り、従来以上に効率的かつ機能的な事業運営を行うことが必須と認識するにいたりました。

当社といたしましても、当社が住友電工の完全子会社となることにより、当社と住友電工との間で、FTTH、更には今後立ち上がりが期待される次世代ネットワーク（NGN）関連市場において、高度化・複雑化する顧客ニーズに対し、当社が強みをもつ CAD による製品設計技術や、分岐加工・コネクタ加工といったプレハブ化技術を活用した新製品の開発、製品の市場投入の加速化、品質・コスト競争力の強化、販売ネットワークの共有化等による営業力の強化等のシナジー効果が期待できます。これにより、当社を含めた住友電工グループの事業競争力を強化し、更なる企業価値向上に寄与するものと考えていることから、住友電工が当社の完全子会社化を実現することが当社にと

って必要であると判断しております。

このため、当社は、以下の方法により、住友電工の完全子会社となることといたしました。  
(以下、①から③までを「本定款一部変更等」と総称します。)

①定款一部変更その1

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設します。

②定款一部変更その2

上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設します。

③全部取得条項付普通株式の取得

会社法第171条ならびに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項を付した普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の株主（但し、当社を除く。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、住友電工を除く全部取得条項付普通株主に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。

③の手続きの完了により住友電工のみが当社の株主となる予定です。

定款一部変更その1は、本定款一部変更等のうち上記①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記第2項にてご説明申しあげますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は当社A種種類株式としております。

会社法第171条ならびに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、上記のとおり、住友電工を除く全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割当てられる当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主に対する当社A種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主に交付します。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式を住友電工に対して売却することを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に520円（住友電工が当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更その1は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式に

ついでの規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、定款第7条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同第7条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため（定款一部変更その1で設けられるA種種類株式には単元株式数を定めません。）、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

なお、定款一部変更その1に係る定款変更の効力発生日は、平成20年2月13日といたします。

## (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は1,600万株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は1,600万株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は1,599万株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は1万株とする。</u></p> <p><u>第5条の2（A種種類株式）</u> 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>第6条（株券の発行） 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p>	<p>第6条（株券の発行） 当社は、<u>全ての種類の株式</u>に係る株券を発行する。</p>
<p>第7条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p><u>第15条の2（種類株主総会）</u> <u>第12条、第14条および第15条の規定は、種類</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>第 13 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>第 13 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

## 1-2 定款一部変更その2

### (1) 変更の理由

定款一部変更その2は、定款一部変更その1「(1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社が住友電工の完全子会社となるために、本定款一部変更等のうち②として、定款一部変更その1による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。定款一部変更その2が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の②の後、株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式を取得する予定ですが（本定款一部変更等の③）、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主に交付する取得対価は、定款一部変更その1における定款変更案により設けられる当社A種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき全部取得条項付普通株主に交付する当社A種種類株式の数は、0.000004株としております。

かかる割当て比率は、住友電工を除く全部取得条項付普通株主に対して当社が交付する当社A種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

なお、定款一部変更その2に係る定款変更の効力発生日は、平成20年3月18日といたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。定款一部変更その1の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更その2による定款変更は、定款一部変更その1のご承認が得られること及び普通株主による種類株主総会において定款一部変更その2の追加変更案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

定款変更その1による変更後の定款	定款変更その2による追加変更案
(新設)	<p><u>第5条の3（全部取得条項）</u></p> <p><u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.000004株の割合をもって交付する。</u></p>

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得

### 2-1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更その1「(1) 変更の理由」においてご説明申し上げますとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条ならびに定款一部変更その1及び定款一部変更その2による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、定款一部変更その1における変更後の定款により設けられる当社A種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、住友電工を除く全部取得条項付普通株主に対して交付する取得対価としての当社A種種類株式の数は、1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.000004株の割合をもって交付されます。このように割当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株主に交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、住友電工に対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に520円（住友電工が当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

### 2-2 全部取得条項付普通株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条ならびに定款一部変更その1及び定款一部変更その2による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載または記録された全部取得条項付普通株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式を0.000004株の割合をもって交付します。

#### (2) 取得日

平成20年3月18日といたします。

#### (3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更その2に定める定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 2-3. 上場廃止の予定について

本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、株式会社ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式にかかる株券は平成20年2月14日から平成20年3月11日までの間、整理ポストに指定された後、平成20年3月12日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

3. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略(予定)

本定款一部変更等に関する日程の概略(予定)は以下のとおりです。

- |   |               |
|---|---------------|
| ① 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の招集に関する取締役会      | 平成20年1月17日(木) |
| ② 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会                 | // 2月13日(水)   |
| ③ 整理ポストへの指定                             | // 2月14日(木)   |
| ④ 株券提出手続きの開始日                           | // 2月14日(木)   |
| ⑤ 当社普通株式にかかる株券の売買最終日                    | // 3月11日(火)   |
| ⑥ 当社普通株式にかかる株券の上場廃止日                    | // 3月12日(水)   |
| ⑦ 全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日        | // 3月17日(月)   |
| ⑧ 株券提出の期限                               | // 3月18日(火)   |
| ⑨ 当社による全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日 | // 3月18日(火)   |

以上